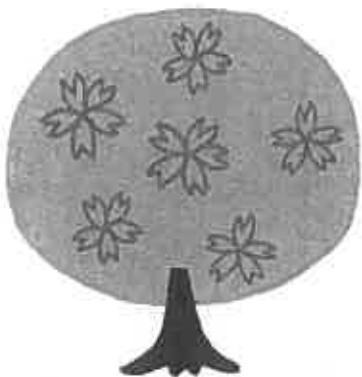




## 第2次 南部町男女共同参画プラン



平成26年3月



## はじめに

南部町では、男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現を図り、男女が協働して心豊かな地域社会を創造していくことを決意し、平成18年12月に「南部町男女共同参画推進条例」を制定しました。平成20年7月には、「南部町男女共同参画プラン」を策定し、家庭や地域、学校や職場でのあらゆる場面において様々な施策を進めてきました。しかし、依然として、政策や方針決定過程での女性の参画状況をみると、その機会が保障されているとは言えません。

平成24年度で当初の計画期間が終了したことから、これまでの成果と課題を踏まえ、この度は行政連絡会議を設置し、平成26年度から30年度までの5年計画でより実効性のある「第2次南部町男女共同参画プラン」を策定しました。

少子高齢化が進み、家族形態が多様化している地域社会の中で、すべての人々の人権を尊重し、すべての人があらゆる場面で参画できる地域の中で、自分らしく多様な生き方を選べる社会をつくることをめざしていく必要があります。

今後、プランを推進していくためには、県や他の市町村との連携はもとより、町と町民、事業者や各団体との協働による取り組みが重要です。引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、このプランの策定にあたり、ご尽力いただきました南部町男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見ご提言いただきました町民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成26年（2014年）3月

南部町長 坂本 昭文

【南部町がめざす姿】  
男女が協働して心豊かな地域社会を創造する

基本目標	基本課題	具体的施策	取組内容	対象	主管課
	A 男女共同参画を推進する学習・教育機会の充実	1 男女共同参画の意識啓発のための広報 2 男女共同参画意識調査の実施と活用 3 意識啓発学習会等の開催	男女共同参画に関する情報を収集して啓発資料を作成し、広報を行う 平成20年度の南部町男女共同参画意識調査のデータを基に、1年目と最終年度に町民の意識調査を行い、分析・活用する 町内での講演会・研修会の開催と町外への研修参加	家庭・地域・保育園・学校・職場 町民 町民	
1 すべての人の人権を尊重しよう	B 高齢者や障がい者、外国人、ひとり親世帯の人が安心して暮らせる地域づくり	4 高齢者や障がい者が利用しやすい施設やシステム整備 5 ひとり親家庭に対する支援 6 障がい者や外国人が参加しやすいコミュニティづくり ★	各施設や交通手段の整備・相談事業の通訳等の整備 就学支援・就業支援・生活支援・相談事業 隣保館事業や公民館事業・地域事業等と連携して企画する手話教室・日本語教室・外国語高座等を充実	家庭・学校・地域・職場 家庭・学校・職場 家庭・学校・地域・職場	
	C あらゆる暴力の根絶	7 家庭内における暴力防止啓発 8 セクシャル・ハラスメント パワーハラスメント防止策 9 被害者と加害者への相談及びカウンセリングの体制充実	職員の資質向上研修・児童虐待を含め尊厳と命を守る研修の開催 啓発資料の作成と活用・図書館と連携して広報を推進 県男女共同参画センターと連携して相談窓口の情報提供の充実	行政職員・学校・家庭・地域・職場 保育園・学校・家庭・地域・職場 町民	
2 すべての人があらゆる場面で参画できる地域にしよう	A 政策・方針決定過程への女性の参画	10 各種委員会・審議会への女性参画の促進 11 団体役員や管理職への女性参画の拡大 12 女性リーダーの育成に係る事業推進	各種審議会・行政関連機関等での女性の登用を促進(目標40%) 性別を問わない、能力、実績主義による女性管理職の登用の促進 自治活動・PTA活動・女性団体活動などに女性の参画を促進 県や関係機関の主催する女性大会やリーダー研修会等の情報提供	地域・職場 職場 保育園・学校・地域・職場	
	B 地域づくり・まちづくりへの男女共同参画を推進する	13 固定的性別役割分担意識や慣習を見直す啓発活動の推進 14 自治会・PTA活動など地域活動での男女共同参画の推進 15 防災分野における女性の意見反映 ★	広報紙の作成・SANチャンネルの活用して広報等 PTA活動・地域活動・社会活動への男性の参画の促進 自衛消防・防災計画等に女性が参画し意見を反映する	家庭・地域・保育園・学校・職場 保育園・学校・家庭・地域 地域・職場	
3 すべての人が自分らしく多様な生き方を選べる社会をつくろう	A 多様なライフスタイルに対応した家庭生活支援策の充実	16 介護への男女共同参画支援 ★ 17 生涯を通じた男女の健康の保持増進 18 多様なライフスタイルに対応した子育て支援事業の推進 19 男性にとっての男女共同参画の推進★	在宅福祉サービスの充実・男性の介護参加の促進 がん検診・健康診断の受診率の向上・男性の日常生活面での自立支援 妊娠や出産に関する助成や支援の充実 家庭生活支援・ファミリーサポートセンター等の充実・保育サービスの充実 結婚支援の充実をめざし、男女の出会いの場の創出する 子育てや介護で活躍する男性の活躍事例の情報収集、広報で事例紹介	家庭・地域・職場 家庭・地域・個人事業者等 家庭・地域・職場 家庭・地域・職場	
	B 働きやすい職場づくり	20 男女平等な雇用環境整備 21 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の理解の促進 ★	関係機関と連携し、就業支援に関する情報提供 男女共同参画推進企業認定制度の広報と啓発 育児休暇・介護休暇の取得の促進・理解に対する広報と啓発	地域・職場 家庭・職場	
	C 農林業、商工業などの自営業における女性の参画推進	22 女性の能力活用と経営参画の促進 23 家族経営協定の理解と締結の促進	農業委員会、農協組合等の物事を決める場面への女性の参画の推進 女性の起業に関する情報の収集と広報 農林業、商工業などの自営業の労働時間(年間2000時間)確立の促進 県の情報を周知し、家族経営協定の普及の促進	家庭・地域・個人事業者等 家庭・地域・個人事業者等	
	D 能力開発に関する支援	24 女性の能力開発のための支援 25 子どもたちや若者に対するキャリア教育の充実 ★	ハローワーク・職業訓練校等の関連機関と連携し、資格修得等の支援・相談事業と意識啓発を充実する ハローワーク・職業訓練校等の関連機関と連携し、資格修得等の支援・相談事業を充実する	家庭・地域・職場 家庭・地域・学校・職場	

★印は新たに盛り込まれた施策

# 第2次南部町男女共同参画プラン（推進計画）

## 【南部町がめざしている「男女共同参画」社会の姿】

すべての「人」が個人として尊重され、性別にかかわりなく、家庭・地域・社会のあらゆる場面で個性と能力を十分に發揮し、「協働」して、心豊かな活力のある充実した生活を送れる社会

## 【プラン改定の趣旨】

- 1 平成18年度の南部町男女共同参画推進条例制定、平成20年度に第1次南部町男女共同参画プラン策定後、男女共同参画社会をめざし、取り組みを進めてきたが、いまだに女性の社会参画が進まないなど、固定的性別役割分担意識も根強く、引き続き男女共同参画の取り組みを強力に推進する必要がある。
- 2 男女共同参画が一部の者の問題ととらえられる傾向があり、行政、地域のあらゆる人の課題となっていない。
- 3 平成20年度に南部町男女共同参画プランを策定したが、具体的に誰が、何をするかが明示されておらず、また、進捗状況を計る指標が不十分で、推進状況が把握しにくい。
- 4 現在の南部町の男女共同参画状況をみると、審議会等での女性の登用目標40%に対して、21%にとどまり、委員会等においては11.4%と県内で最も低い。市町村の防災会議にも女性の登用が無く、行政連絡会議の設置もできていない。地域においては、老人クラブの女性役員の割合が54.9%で県内では最も高くなっているが、一方、女性の自治会役員は2.2%とさわめて低い。
- 5 近年、社会情勢が大きく変化している。急速に進むIT化、大規模災害、経済雇用情勢の悪化のほか、家族のあり方も多様化しつつあり、新たに取り組むべき課題がある。

## 【 I 】 基本理念

本計画の基本理念は「南部町男女共同参画推進条例」の基本理念に基づく7項目とする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会支援の下、家事、育児、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、地域活動等社会生活とを両立できるようすること。
- (5) 男女がそれぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関して互いの意思を尊重し、共に生涯を通じた健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (6) 女性に対する身体的、心理的、経済的又は性的な暴力は、女性の人権に対する重大な侵害であり、根絶されること。
- (7) 国際社会における取り組みと協調のもとに行うこと。

## 【 II 】 基本目標

- 1 すべての人の人権を尊重しよう。
- 2 すべての人があらゆる場面で参画できる地域にしよう。
- 3 すべての人が自分らしく多様な生き方を選べる社会をつくろう。

## 【 III 】 計画の概要

### 1 計画の性格

「南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」（平成18年から平成32年までの計画期間）の「第3章 男女共同参画社会の実現」をもとに、行政の役割を定め、町民が、家庭・地域・学校・職場・施設などと協働して施策を推進するための指針となるものです。

- (1) この計画は「男女共同参画社会基本法」及び「南部町男女共同参画推進条例」に基づいて策定するものです。
- (2) 少子・高齢化、就業構造及び就業形態の変化、ライフサイクルの変化等社会経済環境の変化に対応し、南部町の男女共同参画社会計画に関する施策を総合的・体系的に推進するための計画とします。
- (3) 「南部町総合計画」及び「南部町部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」との整合性を図った計画とします。

### 2 計画の期間

平成26年度から平成30年度の5年間とします。ただし社会情勢の変化などに応じて、必要な見直しを行っていきます。

### 3 計画の進行

- (1) 南部町男女共同参画条例のもと、町民と学識経験を有する者で構成する「南部町男女共同参画審議会」をおいて男女共同参画プランの進捗状況を把握し、改定内容、重要事項についての審議をします。
- (2) 南部町男女共同参画プランの取り組みを総合的に推進するため、副町長を会長とし、教育長、教育次長及び各課の課長等で構成する「南部町男女共同参画行政連絡会議」を設置し、各課でプランの実行に努める。

## 基本計画

### 基本目標 1 すべての人の人権を尊重しよう

#### 基本課題 A 男女共同参画を推進する学習・教育機会の充実

○男女の人権が尊重され、男女平等を実現するためには、家庭・地域・学校・職場・施設などにおいて、人権尊重や男女平等に関する学習・教育が不可欠であり、特に、家庭・保育園・学校が果たす役割は大きなものがあります。性差別のない、個人が尊重される社会を築くためには、子どもの頃からの社会的・文化的な性差にとらわれない教育が必要です。

« 1-A-1 »

具体的施策 1	男女共同参画の意識啓発のための広報
取り組み内容	男女共同参画に関する情報を収集して啓発資料を作成し、広報を行う
対 象	家庭・地域・保育園・学校・職場
主管課	

○男女共同参画施策の基礎資料となる町民意識調査や生活実態の把握も必要です。

« 1-A-2 »

具体的施策 2	男女共同参画意識調査の実施と活用
取り組み内容	平成 20 年度の南部町男女共同参画意識調査のデータを基に、1 年目と最終年度に町民の意識調査を行い、分析・活用する。
対 象	町民
主管課	

## 大切なこと

男女が平等な立場で協力しあっていくために大切だと思うことは？

- ◇「互いの個性・能力を認め、補い合っている認識を持つ」・・・・・・・(65.2%)
- ◇「家事・子育て・介護・地域活動についても、重要性を認識する」・・・・(28.2%)
- ◇「性別による様々な社会通念・慣習・しきたりを改める」・・・・・・・(25.9%)

出典：平成 21 年度鳥取県男女共同参画意識調査

○様々な場面で固定的役割分担意識もまだまだ根強く残っており、意識改革のための学習機会の充実は、男女共同参画社会を築くために、重要なものです。男性が積極的に参加できる講座等も企画し、男女共同参画を推進していくことが必要です。

#### 《1-A-3》

具体的施策 3	意識啓発学習会等の開催
取り組み内容	町内での講演会・研修会の開催と町外への研修参加
対 象	町民
主管課	

#### 家庭で必要なことは

男性が女性と共に家事等に参加するために必要なことは

- ◊ 「夫婦や家族間での会話やコミュニケーションをよくはかる」・・・・(54.8%)
- ◊ 「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」・(44.9%)
- ◊ 「労働時間の短縮や休暇を習得することで、仕事以外の時間をより多く持つようとする」(38.3%)

出典：平成 21 年度鳥取県男女共同参画意識調査

#### 固定的役割分担意識

性別によって役割を決める考え方について

- ◊ 「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について  
「賛成・どちらかと言えば賛成」・・・・(41.6%) (男性 48.3%・女性 37.0%)  
「反対・どちらかと言えば反対」・・・・(44.8%) (男性 39.1%・女性 48.7%)

○女性では反対が上回り、男性では賛成が上回っている。長期的にみると反対群が増加してきている。

出典：平成 21 年度鳥取県男女共同参画意識調査

## 基本課題 B

### 高齢者や障がい者、外国人、ひとり親世帯の人が安心して暮らせる地域づくり

○現在、高齢化が急速に進んでおり、高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯が年々増えてきています。現在、高齢者の介護者も高齢化しており、女性の負担も多く、家庭内でも大きな影響をおよぼすと考えられます。又、障がい者にとっても、さまざまな施設や支援のシステムが必要です。

『1-B-4』

具体的施策 4	高齢者や障がい者が利用しやすい施設やシステム整備
取り組み内容	各施設や交通手段の整備・相談事業の通訳等の整備
対象	家庭・学校・地域・職場
主管課	

○ひとり親家庭については、子どもの教育のことや、経済面で不安を抱えています。  
これらの家庭の経済的・社会的自立を促進するための施策の充実が必要です。

『1-B-5』

具体的施策 5	ひとり親家庭に対する支援
取り組み内容	就学支援・就業支援・生活支援・相談事業
対象	家庭・学校・職場
主管課	

#### 現在の状況

母子世帯は 123.8 万世帯（母子のみの世帯は約 76 万世帯）、父子世帯は 22.3 万世帯（父子のみの世帯は約 9 万世帯）となっている。

就労の状況は、母子家庭の約 81%、父子家庭 91% が就労している。（厚生労働省）

出典：平成 23 年度全国母子世帯等調査

○外国にルーツのある人や障がいによって「言葉の壁」等で、地域の活動や就労に支障がないような支援が必要です。また、今年度制定された鳥取県手話言語条例を背景に、周囲の人の関わりと理解が必要です。

« 1-B-6 »

具体的施策 6	障がい者や外国人が参加しやすいコミュニティづくり
取り組み内容	隣保館事業や公民館事業・地域事業等と連携して企画する。 手話教室・日本語教室・外国語講座等
対象	家庭・学校・地域・職場
主管課	

知ってほしい

外国人にとって生活の支障となっているものは

- ◇「外国人に対する日本人の差別意識や偏見があること」····· (22.6%)
- ◇「病院や公共施設等に通訳や外国語表記が無くサービスが受けにくい」(21.6%)

出典：平成 23 年鳥取県人権意識調査

## 基本課題 C あらゆる暴力の根絶

○夫婦間における暴力DV（ドメスティック・バイオレンス）は、人権を侵害する重要な問題であり、児童虐待も含め現在深刻な社会問題になっています。保育園や学校、地域、職場等でも児童虐待は住民の通報の義務であることを周知し、人としての尊厳を守り、命を守る行動が必要です。

《1-C-7》

具体的施策 7	家庭内における暴力防止啓発
取り組み内容	職員の資質向上研修・児童虐待を含め、尊厳と命を守る研修の開催
対 象	行政職員・学校・保育園・地域・職場
主管課	

○セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントについては、個人の尊厳を傷つけ、能力の発揮を妨げる社会的に許されない行為です。防止のための広報・啓発をしていくことが重要です。

《1-C-8》

具体的施策 8	セクシャル・ハラスメント パワー・ハラスメント防止策
取り組み内容	啓発資料の作成と活用・図書館と連携して広報を推進
対 象	保育園・学校・家庭・地域・職場
主管課	

○暴力の防止のためには、被害者が我慢しないで相談しやすいシステムの整備と、加害者の問題の背景を察し、繰り返さないための支援が必要です。

« 1-C-9 »

具体的施策 9	被害者と加害者への相談及びカウンセリングの体制充実
取り組み内容	県男女共同参画センターと連携して相談窓口等の情報提供の充実
対 象	町民
主管課	

- ◆DV（ドメスティック・バイオレンス）…夫婦や恋人など親密な関係にある男女（パートナー）間における身体的・精神的・性的な暴力。
- ◆セクシャル・ハラスメント…加害者の思いとは関係なく、相手方の意に反して行なわれる性的言動が、相手方に不快感を与えたたり、仕事や活動に悪影響を与えること。

**基本目標 2**

すべての人があらゆる場面で参画できる地域にしよう

**基本課題 A**

政策・方針決定過程への女性の参画

○男女が対等な構成員の待遇を受け行動できるためには、男性を中心として組み立てられているあらゆる政策・方針決定の場の体制を見直す必要があります。特に、行政の分野で女性の意見が反映されるよう審議会や委員会への女性の参画を進めます。

『2-A-10』

具体的施策 10	各種委員会・審議会への女性参画の促進
取り組み内容	各種審議会・行政関連機関等での女性の登用を促進(目標数 40%)
対 象	地域・職場
主管課	

○町行政・企業や団体などにおいて、役員、管理職の女性登用が促進されるよう、積極的改善措置(ポジティブアクション)についての働きかけを行う。

『2-A-11』

具体的施策 11	団体役員や管理職への女性参画の拡大
取り組み内容	性別を問わない、能力、実力主義による女性管理職の登用の促進
対 象	職場
主管課	

○女性自身にも政策決定の場に参画することに積極的な人は少なく、男女共同参画社会の実現のためには、女性自らの意識改革が必要であり、人材の発掘・育成と併せて推進していく必要があります。女性リーダー研修や、パワーアップ講座等の参加を呼びかけ、積極的に取り組んでいくことが必要です。

#### 《2-A-12》

具体的施策 12	女性リーダーの育成に係る事業推進
取り組み内容	自治活動・PTA活動・女性団体活動などに女性の参画を促進 県や関係機関の主催する女性大会やリーダー研修会等の情報提供
対象	保育園・学校・地域・職場
主管課	

#### どの分野で男女平等か

##### 各分野における男女の地位の平等観

###### 【平等だと思う】

- ◇「学校教育の分野で」(70.5%)
  - ◇「法律や制度の上で」(39.9%)
- ◇「社会通念・習慣やしきたりなどで」(76.7%)
  - ◇「政治や行政の施策・方針決定の場」(59.4%)
  - ◇「職場で」·····(57.3%)
  - ◇「家庭生活で」·····(51.2%)
  - ◇「町内会や地域で」·····(46.9%)

###### 【男性が優遇されていると思う】

○経年的には、いずれの分野においても平等観は徐々に高まりつつある。

出典：平成21年度鳥取県男女共同参画意識調査

#### 現 状

##### 県内の市町村における男女共同参画推進状況によると

- ◇男女共同参画審議会の設置状況は、南部町を含む17市町村（県内の市町村数19）
- ◇行政連絡会議の設置状況は、南部町は含まない9市町村

出典：鳥取県男女共同参画マップ

- ◆行政連絡会議…行政内で、男女共同参画社会の実現に対する共通認識を図り、男女共同参画の推進を進めるための組織です。

## 基本課題 B 地域づくり・まちづくりへの男女共同参画を推進する

○家庭・地域・学校・職場・施設などにおいては「男性は仕事、女性は家庭」等の固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、冠婚葬祭等さまざまな分野で不合理な性別役割分担が存在しています。男女が共に参画していく社会づくりをしていくためには、それらの見直しを図っていくことが重要です。

≪2-B-13≫

具体的施策 13	固定的性別役割分担意識や慣習を見直す啓発活動の推進
取り組み内容	広報紙の作成・SAN チャンネルを活用して広報活動等を行う
対 象	家庭・地域・保育園・学校・職場
主管課	

○地域活動や社会活動への参画は、地域社会を支えていく上で重要な活動です。特に男性は、職場中心のライフスタイルに偏りがちであることから、主に女性が担っていた家事・育児・介護などの家庭の役割を、男性も共に担うための啓発を積極的に推進していく必要があります。

≪2-B-14≫

具体的施策 14	自治会・PTA 活動など地域活動での男女共同参画の推進
取り組み内容	PTA 活動・地域活動・社会活動への男性の参画の促進
対 象	保育園・学校・家庭・地域
主管課	

○地域の防災体制や復興の分野においても、単身世帯の把握など近所づき合いの深い、女性の能力を發揮する機会が求められています。また、女性の視点での復興対策も必要です。

『2-B-15』

具体的施策 15	防災分野における女性の意見反映
取り組み内容	自衛消防・防災計画等に女性が参画し意見を反映する
対象	地域・職場
主管課	

固定的役割分担意識

家庭の仕事の分担について

- ◇「家事・掃除・炊事」等の役割についてはほぼ(60%~80%)を女性が担っている
- ◇「地域活動、町内会」の参加は「男性・どちらかと言えば男性」が47.7%を占めている。

○分担の理由は「自分がやるのが自然だから」が男女ともに多いが、4割が現状に満足しているが、3人に1人は不満を感じている。一方、男性の7割は満足しており、不満を感じる人は少ない。

出典：平成21年度鳥取県男女共同参画意識調査

**基本目標 3** すべての人が自分らしく多様な生き方を選べる社会をつくろう。

**基本課題 A** 多様なライフスタイルに対応した家庭生活支援策の充実

○子どもから高齢者まで、どのような生き方を選択したかにかかわりなく、誰もが生涯を通じて人権を尊重され健康で安心して暮らせるることは憲法に保障された基本的人権であると同時に、多様なライフスタイルを認め合う男女共同参画社会にとって必須の条件です。家庭内でも子育てや介護を女性に固定化しないで、社会全体で分かち合う視点にたった施設や福祉サービスの充実が必要です。

『3-A-16』

具体的施策 16	介護への男女共同参画支援
取り組み内容	在宅福祉サービスの充実・男性の介護参加の促進
対 象	家庭・地域・職場
主管課	

○個人事業や家内労働の人や、男性の単身世帯の家庭などを含め、すべての人が生涯を通じて健康な生活をしていくための支援の充実を図るとともに、妊娠・出産に関連した女性特有の健康を維持するための支援体制が必要です。

『3-A-17』

具体的施策 17	生涯を通じた男女の健康の保持増進
取り組み内容	がん検診・健康診断の受診率の向上・男性の日常生活面での自立支援 妊娠や出産に関する助成や支援の充実
対 象	家庭・地域・個人事業者等
主管課	

南部町の合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの数）

現状 平成 12 年⇒1.73 平成 16 年⇒1.50 平成 23 年⇒1.37 平成 24 年度⇒1.31

目標 平成 28 年度の合計特殊出生率 1.80 人をめざす。

平成 24 年度の年間出世数 68 人から、平成 28 年度の年間出生数 88 人をめざす

○働く女性の増加により、子育ての支援体制の整備を求める声が大きくなっています。本町では今年から少子化対策プロジェクトを推進します。「結婚支援」「出産・子育て支援」などの環境整備をし、子育てに対する家庭の負担感を緩和し、安心して暮らせる町づくりをめざします。

#### 《3-A-18》

具体的施策 18	多様なライフスタイルに対応した子育て支援事業の推進
取り組み内容	家庭生活支援・ファミリーサポートセンター等の充実・ 保育サービスの充実 結婚支援の充実をめざし、男女の出会いの場の創出する
対象	家庭・地域・職場
主管課	

○男性が子育てや介護などの家庭生活に参画することで、「男性は外で働く」「男性だから弱音をはけない」という男性自身の役割分担意識のもたらす負担感が軽減され、男性自身が家族や人との関わりが充実して暮らしやすくなることについての理解が必要です。

#### 《3-A-19》

具体的施策 19	男性にとっての男女共同参画の推進
取り組み内容	子育てや介護で活躍する男性の活躍事例の情報収集、広報で事例紹介
対象	家庭・地域・職場
主管課	

#### 社会に期待することは

##### 介護支援に期待することは

- ◇「介護しながらでも仕事が続けられるような柔軟な介護サービス」・・・(54.4%)
- ◇「介護サービスを提供する事業所、福祉用具に関する幅広い情報の提供 (41.4%)

\*女性は「自宅から施設に通って受ける介護サービス」・・・(36.2%)

「介護を行う者のリフレッシュの場や機会の提供」・・(30.5%) を希望

\*男性は「自宅に訪問してもらう在宅介護サービス」・・・(38.2%) を希望

出典：平成 21 年度鳥取県男女共同参画意識調査

## 基本課題 B 働きやすい職場づくり

○「男女雇用機会均等法」の施行後、募集・採用・配置・昇進などにおいて男女差別は改善が進められています。しかし、実際には女性や若者の雇用状況は非正規雇用が多いのも現状です。性別年齢を問わず生涯を通じて充実した職場生活ができるような雇用環境の整備が必要です。

≪3-B-20≫

具体的施策 20	男女平等な雇用環境整備
取り組み内容	関係機関と連携し、就業支援に関する情報提供 男女共同参画推進企業認定制度の広報と啓発
対象	地域・職場
主管課	

○男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成について、基本理念の一つとして、「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げています。こうした状況をふまえ、男性も女性もお互いが、家庭生活や経済活動などを対等な立場で分かち合い、社会全体でこれを支援していく必要があります。

≪3-B-21≫

具体的施策 21	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の理解の促進
取り組み内容	育児休暇・介護休暇の取得の促進・理解に対する広報と啓発
対象	家庭・職場
主管課	

### 社会に期待することは

#### 子育て支援に期待することは

- ◇「子どもが急に病気になったときの「病児保育」や「病後児保育」・・・(48.3%)
- ◇「残業など急な予定変更があった時の「延長保育」や「休日保育」・・・(42.3%)
- ◇「親の不安や悩みを相談する場」(24.2%)「遊ばせる場や機会の充実」(22.6%)

出典：平成21年度鳥取県男女共同参画意識調査

## 基本課題 C 農林業、商工業などの自営業における女性の参画推進

○本町でも、農林業、商工業などの自営業においては、女性が生産、経営、生活面で重要な役割を担っています。従事する女性は貴重な担い手であり、大きく貢献しています。しかし、経営や事業運営は男性中心に行われていることが多く、女性の役割が正当に評価されているとはいえません。積極的に社会に参画に向かう女の意識改革を図るとともに、男性自身も、女性の参画に対する理解を深め、生産組織の組合員や役員などの方針決定の場への女性の参画が必要です。また、女性が起業して活躍することは、地域社会や経済の活性化につながります。女性の能力を発揮し、経営参画を図ることも必要です。

« 3-C-22 »

具体的施策 22	女性の能力活用と経営参画の促進
取り組み内容	農業委員会、農協組合等の物事を決める場面への女性の参画の推進 女性の起業に関する情報の収集と広報
対 象	家庭・地域・個人事業者等
主管課	

○農林業、商工業などの自営業においては、経営と生活の境目が明確ではなく、就業条件や労働時間も曖昧となりがちです。女性が事業運営のパートナーとして、意欲とやりがいをもって参画できるように農業経営においては家族経営協定の普及の促進することも必要です。

« 3-C-23 »

具体的施策 23	家族経営協定の理解と締結の促進
取り組み内容	農林業、商工業などの自営業の労働時間（年間 2000 時間）確立の促進 県の情報を周知し、家族経営協定の普及の促進
対 象	家庭・地域・個人事業者等
主管課	

### 県内の状況

平成23年の鳥取県内の家族経営協定の締結状況は、228組で前年より1組増加したが、

女性起業組織は70組織で前年より4組減少している。

出典：農林水産調査

## 基本課題 D 能力開発に関する支援

○働く女性が増え、さまざまな分野で活躍していますが、結婚や出産を機にやむを得ず仕事をやめ、子どもの手が離れたら働くというライフスタイルをとる女性が少なくありません。再就職希望者を支援するための研修や能力開発のための講座を積極的に周知していく必要があります。

また、法制度の周知を図り、自分にどんな権利があり、その権利行使するはどのような手段をすればいいのかを理解する能力を身につける必要があります。

≪3-D-24≫

具体的施策 24	女性の能力開発のための支援
取り組み内容	ハローワーク・職業訓練校等の関係機関と連携し、資格修得等の支援・相談事業と意識啓発を充実する
対象	家庭・地域・職場
主管課	

○少子高齢化社会を背景に、未来を担う子どもや若者にとって就労は、安心して生活していくために重要な問題です。性別に関わらず自分の個性や能力を発揮できる職業の選択や様々な資格の習得に対する情報と支援が必要です。

≪3-D-25≫

具体的施策 25	子どもや若者に対するキャリア教育の充実
取り組み内容	ハローワーク・職業訓練校等の関係機関と連携し、資格修得等の支援・相談事業を充実する
対象	家庭・地域・学校・職場
主管課	

### 将来の希望

#### 子どもたちの将来の夢や希望ベスト5

◇小学生（県内の5年生832人の回答）

	男子	女子
1位	決めていない	保育士
2位	サッカー選手	パティシエ
3位	プロ野球選手	看護師
4位	警察官	決めていない
5位	バスケット選手	美容師

◇中学生（県内の2年生848人の回答）

	男子	女子
1位	決めていない	決めていない
2位	プロ野球選手	保育士
3位	警察官	看護師
4位	サッカー選手	介護士
5位	医者	学校の先生

出典：平成24年ママプロトコロッタ・男女共同参画に関する児童・生徒・保護者の意識調査

## 《 男女共同参画プランの実行についての審議会意見 》

- 1、平成26年度の早い時期に行政連絡会議を設置し、プランを実行するための主管課を決定する。  
また、男女共同参画の推進については、現状以上の数値目標を定め、達成を目指す。  
(各課で分担して次回の計画の改定までに主管課の欄と数値目標を埋めて行く。)
- 2、計画の進捗状況については、南部町男女共同参画審議会を年2回開催して審議を行う。  
(第1回6・7月頃、第2回2・3月頃に開催予定)
- 3、平成26年度と平成30年度に男女共同参画に関する町民意識調査を行い、計画の改定や町民の意識啓発に反映する。  
(平成20年度に実施した本町の調査項目から抜粋して調査票を作る)

### 男女共同参画に関する推進体制（状況）

- 1、条例の設置状況は、本町を含む16市町村で策定済
- 2、計画の策定状況は、本町を含む県内全19市町村で策定済
- 3、男女共同参画に関する審議会等の設置状況は、本町を含む17市町村で設置
- 4、行政連絡会議の設置状況は、本町で平成26年度に設置することにより、10市町村で設置

### 政策決定における男女共同参画（状況）

(市町村・県はH24年度男女共同参画マップ数値)

項目	現状		目標		市町村平均	県平均
市町村議会における女性議員の割合	14.3%	H25		H30	12.7%	11.4%
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の女性委員の割合	11.4%	H25		H30	15.6%	34.4%
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における女性委員の割合	24.7%	H25	40%	H30	27.8%	41.2%
市町村における課長相当以上の管理職に占める女性の割合	29.2%	H25		H30	18.4%	10.6%

※審議会委員の選出にあたっては、宛て職で団体の長に依頼を行なうのではなく、その団体を代表する者として依頼を行う。

(各団体に委員を要請する際、会長職にある者に依頼を行なうと男性に偏る傾向があるので、男女比率を改善するためには、主管課が割合を考え、選出いただくようお願いする)

## 地域の方針決定過程における男女共同参画（状況）

(H24年度鳥取県男女共同参画マップ数値)

項目	現状		目標		市町村平均	市町村での最高値
市町村自治会役員（会長・副会長）における女性の参画状況	2.2%	H24		H30	3.8%	11.1%
市町村の公立小中学校PTA役員（会長・副会長）における女性の参画状況	41.7%	H24		H30	40.2%	50.0%
市町村の子ども会役員（会長・副会長）における 男性の参画状況	21.1%	H24		H30	32.2%	84.6%
市町村老人クラブ役員（会長・副会長）における女性の参画状況	54.9%	H24		H30	19.8%	54.9%
市町村社会福祉協議会役員（会長・副会長）における女性の参画状況	0.0%	H24		H30	9.7%	50.0%
市町村人権（同和）教育推進協議会役員（会長・副会長）における女性の参画状況	0.0%	H24		H30	14.4%	37.5%
地区青少年健全育成協議会役員（会長・副会長）における女性の参画状況	0.0%	H24		H30	21.0%	50.0%
地区自主防災会役員（会長・副会長）における女性の参画状況	—	H24		H30	3.7%	50.0%
市町村設置公民館長における女性の参画状況	0.0%	H24		H30	4.3%	57.1%

以上の項目については毎年実施されている内閣府の調査項目が含まれています

## 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）関連

(平成 26年2月28日現在)

「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定状況（町内企業）		認定日
第6号	株式会社ティー・エム・エス（建設業）	平成17年3月3日
第124号	鳥取ビブラコースティック株式会社（製造業）	平成19年3月23日
第268号	有限会社セイブ・テクノス（建設業）	平成22年11月12日
第369号	社会福祉法人祥和会（医療、福祉）	平成23年3月1日

## 第2次男女共同参画プランの改定について・町民の意見（パブリックコメント）

《電話によるご意見》 平成26年 2月12日（水） 受付1件

### 《意見者》 (女性)

- ◆南部町の男女共同参画プランを以下の視点で策定してほしい。
- 女性の意識改革が必要（女性の社会参画を阻んでいるのは女性の意識。女性自身が女性を認めない感覚や、男尊女卑的な意識がとても影響している。）
- プランの内容が、男性が女性差別をしないことだけのものではいけない。
- 社会福祉の視点が必要。基本は平和（様々な課題がある人達が豊かに暮らせる社会）安心・安全であること。

《意見箱回収》平成26年2月21日（金） 回収2件

### 《意見者》 50歳代 (男性)

- ◆プランの検討お疲れ様です。教育委員会で所管しておられます、大体、町民課か総務でされたほうがいいと思いますが・・・計画はよく考えられていると見せて頂きました。成果になるといいですね。

### 《意見者》 66歳

- ◆男女共同参画という言葉が浸透してきた感じはするものの、実際家庭を振り返ってみると、まるで意識はかわっていない。人がそれでお互いを思いあって生活している中で、男女の別にとらわれて動くことばかりです。  
計画をゆっくりみせて頂いていませんが、実のところは家庭内での意識改革ができていけば、いい社会になると思います。身近な体験などで気づけるように教えて下さる機会がふえるといいと思います。かたい頭をやわらかく出来るよう頑張りたいです！

国際連合誕生以降の男女共同参画に関する国内外の主な動き		
	日本の動き	鳥取県の動き
1945(昭和20)年	国連の動き	鳥取県の動き
・国際連合誕生		
1946(昭和21)年	・婦人の地位委員会発足	・婦人の参政権確立 ・「日本国憲法」公布
1967(昭和42)年	・「婦人にに対する差別撤廃宣言」採択	
1974(昭和49)年	・1975年を国連婦人年とするることを宣言	
1975(昭和50)年	・国際婦人年世界会議開催 (シンゴンティイ 第1回世界女性会議) ・「世界行動計画」採択「国際婦人の10年」を決定	・内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部設置
1977(昭和52)年		
1979(昭和54)年	・国連第34回国際会「女子差別撤廃条約」採択	・「国内行動計画」策定
1980(昭和55)年	・「国連婦人の十年」中間世界会議(コベン・ハーベン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」に日本が署名
1981(昭和56)年		・「国連行動計画後期重点目標」策定
1985(昭和60)年	・「国連婦人の十年」ナショニアル会議 「婦人の地位向上のためのナショニアル将来戦略」採択	・「国算法」改正 ・「男女雇用機会均等法」交付 ・「女子差別撤廃条約」に日本が批准
1986(昭和61)年		・婦人問題企画推進本部拡充構成を全省庁に拡大 ・婦人問題企画推進有識者会議開催
1987(昭和62)年	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナショニアル将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1990(平成2)年		
1991(平成3)年		
1994(平成6)年		
1995(平成7)年	・第4回世界女性会議 平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画会議本部設置 ・「育児休業法」改訂(介護休業制度の法制化)
1996(平成8)年		・男女共同参画会議設置、えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定
1997(平成9)年		・男女共同参画会議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」改訂 ・「介護保険法」公布
1999(平成11)年		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行
2000(平成12)年	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画」策定
2001(平成13)年		・「男女共同参画会議設置、男女共同参画局設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第1回男女共同参画週間
2002(平成14)年		・閣議決定「仕事を子育ての両立支援策の方針について」 ・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催
2003(平成15)年		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「少子化社会対策基本法」公布、施行 ・「女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告書」
2004(平成16)年		・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の育子やレンジ支援プラン」改定
2005(平成17)年	・国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)	・「男女の暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 ・「男女の暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改訂 ・「男女の暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改訂
2006(平成18)年		・「女性の育子やレンジ支援プラン」改定 ・「国連閣僚会等における女性委員の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の育子やレンジ支援プラン」改定
2007(平成19)年		・「女性の育子やレンジ支援プラン」改定 ・「国連閣僚会等における女性委員の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女の暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改訂 ・「男女の暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改訂
2008(平成20)年		・「女性の育子やレンジ支援プラン」改定 ・「女性の育子やレンジ支援プラン」改定 ・「女性の育子やレンジ支援プラン」改定 ・「女性の育子やレンジ支援プラン」改定
2009(平成21)年		・「鳥取県男女共同参画推進計画」(第2次)策定
2010(平成22)年	・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	・「鳥取県男女共同参画推進計画」(第2次)策定
2011(平成23)年	UN Women正式発足(国連カイメン)	・「第3次鳥取県男女共同参画計画」策定
2012(平成24)年	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定
2013(平成25)年		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改訂(平成26年1月施行)

## 【南部町男女共同参画審議会委員名簿】

学識経験者 5名

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| 佐藤 真弓  | ・人権擁護委員・教育委員         |
| 入江 麻知子 | ・南部町男女共同参画推進会議       |
| 篠田 誠二  | ・鳥取グリコ（株）            |
| 塙田 勝美  | ・国際交流協会              |
| 石井 宏美  | ・鳥取県立産業人材育成センター米子校職員 |

公募委員 5名

- |        |
|--------|
| 大塚 賢一  |
| 宇田川 正樹 |
| 田村 啓太  |
| 福田 幸子  |
| 龜本 愛   |

以上10名（男性5名・女性5名）